

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		炭化水素類に係る指定施設の一時停止命令
根拠条例・規則名		さいたま市生活環境の保全に関する条例
条 項		第 4 7 条 第 2 項
所 管 部 課		環境局 環境共生部 環境対策課 ( 電話 : 048-829-1330 )
処 分 基 準	基 準 ( 未設定の場合はその理由 )	次のいずれかの場合に該当するとき。 (1) さいたま市生活環境の保全に関する条例第 4 3 条第 1 項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで炭化水素類に係る指定施設を設置している場合において、一時停止命令以外に炭化水素類に係る規制基準に適合させることが困難であると認めるとき。 (2) さいたま市生活環境の保全に関する条例第 4 7 条第 1 項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わない場合において、一時停止命令以外に炭化水素類に係る規制基準に適合させることが困難であると認めるとき。
	設定等年月日	平成 21 年 4 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		